**２０２１年度**

**ＪＰＳＵスポーツトレーナー**

**養成カリキュラム修了認定講習会**

**《オンラインライブ配信形式》**

受講案内・申込書



**一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会**

**2021年度JPSUスポーツトレーナー養成カリキュラム修了認定講習会**

**《オンラインライブ配信形式》**

【JPSUスポーツトレーナーの領域】

体育・スポーツを基軸として広く社会に貢献できる人材で、アスレティックトレーナー領域、フィットネストレーナー領域、ストレングス＆コンディショニング領域などの共通領域に体育・スポーツ系の特色である運動実践および指導を加えたものを領域とする。

**１. 目　的：**

　 　JPSUスポーツトレーナーの役割及び、その資格取得者が持つべき能力における共通認識を図る機会とし、養成カリキュラム修了にあたり、その要点に関する演習を実施する。

また、JPSUスポーツトレーナー資格の持ち味とする“**運動指導実践”**と**“救急・予防対応”**をテスト課題として経済産業省が推奨する**“社会人基礎力を保持した運動者”**の育成を図る。

**２. 受講資格（出願条件）：下記の受講資格条件に該当する者**

（１）『2021年度修了認定講習会対象者』

①　一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会JPSUスポーツトレーナーを認定する大学【JPSU

スポーツトレーナー養成認定大学】の卒業見込の者で、下記事項の全ての条件を満たす者

　 ア.ＪＰＳＵ-ＳＴ指定カリキュラム単位の取得見込み者

※３年生終了時点で該当カリキュラムの全てを取得した者は、修了認定講習会の受講すること

ができるが、本資格の授与は学士取得時とする。

　　　 イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　　 　※特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写

しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

② 　一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会JPSUスポーツトレーナーを認定する大学【JPSUスポーツトレーナー養成認定大学】の認定前のカリキュラム卒業生で、下記事項の全ての条件を満たす者

　　　　　ア.ＪＰＳＵ―ＳＴ資格を有する認定校の専任教員からの推薦がある者（**＊資料5参照）**

　　　　　イ．ＢＬＳ（一次救命処置）資格取得者（取得団体は問わない）

* ただしCPR（心肺蘇生） および AED に関する実技評価（検定試験）によ

　り、有効期限や認定日が記載されている証書を発行している資格であること。

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

ウ.専任教員が養成校認定前に取得した単位について、ＪＰＳＵ-ＳＴ認定カリキュラム科目に置き換えられると判断できる者**（＊資料3参照）**

　　　　③ 一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会加盟校でJPSUスポーツトレーナー認定する大学【JPSUスポーツトレーナー養成認定大学】の認定後のカリキュラム卒業生で、下記の事項の全ての条件を満たす者

　　　　 　ア.ＪＰＳＵ-ＳＴ指定カリキュラム単位の取得者。ただし、卒業時にＪＰＳＵ-ＳＴ認定

カリキュラムの必要単位数を取得していない者は、科目等履修生により全ての認定カ

リキュラム科目数を取得または取得見込みの者は受講を認める。

 イ.ＢＬＳ資格取得者（取得団体は問わない）

　　　　 　※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

（２）**『２０２１年度特別認定対象者』**

　 　①　保健体育教員免許取得者で、一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツト

レーナーを認定する大学【JPSUスポーツトレー ナー養成認定大学】を卒業している者で下記の事

項の全ての条件を満たす者

　　　 　 ア.教員免許を取得し実務経験３年以上の者（非常勤講師を含む）

　　　 イ.運動指導実践・予防救急対応実績報告書の提出者**(＊資料4参照)**

　　　 ウ．ＢＬＳ（一次救命処置）資格取得者（取得団体は問わない）

* ただしCPR（心肺蘇生） および AED に関する実技評価（検定試験）により、有効期限や認定日が記載されている証書を発行している資格であること。

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の

写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

② ＪＳＰＯ－ＡＴ・健康運動指導士・ＮＡＴＡ-ＡＴＣ・ＣＳＣＳ・ＪＡＴＩ－ＡＡＴＩ等の資格取得者で一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会ＪＰＳＵスポーツトレーナーを認定する大学【JPSUスポーツトレーナー養成認定大学】の卒業生で下記の事項の全ての条件を満たす者

　　　　　ア.資格取得後、実務経験３年以上の者

　　　 イ.運動指導実践・予防救急対応実績報告書の提出者**（＊資料4参照）**

　　　 ウ.ＢＬＳ（一次救命処置）資格取得者（取得団体は問わない）

* ただしCPR（心肺蘇生） および AED に関する実技評価（検定試験）により、有効期限や認定日が記載されている証書を発行している資格であること。

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

　　 　③ ＪＰＳＵ-ＳＴ認定校カリキュラムディレクター教員

　　　　　ア.一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会JPSUスポーツトレーナーを認定する大学【JPSUスポーツトレーナー養成認定大学】の所属専任教員でＪＰＳＵ－ＳＴ認定カリキュラム科目を担当している者

　　　 イ．ＢＬＳ（一次救命処置）資格取得者（取得団体は問わない）

* ただしCPR（心肺蘇生） および AED に関する実技評価（検定試験）により、有効期

限や認定日が記載されている証書を発行している資格であること。

※　特別措置：コロナウイルスの社会情勢に鑑み、２０２３年３月３１日までにＢＬＳ資格証の

写しを事務局へ提出できる者の受講を可とする。

ウ.資格運営部会員の推薦書の提出者

**３. 受講者数**　約２００名

**４. 受講申込：**

（１） 申込み方法:修了認定講習会を受けようとする者は、下記により受講申込みをすること。

①指定された期日までに、所属大学担当者より一括して受講料を振り込む手続きを行うこと。

②受講願書に所定の事項を記入し、ＢＬＳ資格の写し（有効期限の記載のもの・特例措置あり）を添付して所属大学担当者に提出し、一括して一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会事務局へ送付する手続きを行うこと。

※　ＢＬＳ資格取得見込みの者は、取得見込み年月日を記載すること。

（２）申込先：〒158-0081 東京都世田谷区深沢7-1-1学校法人日本体育大学法人事務局内

**一般社団法人全国体育スポーツ系大学協議会事務局 宛**☎03-3704-5203

（３）振込先金融機関:　みずほ銀行　世田谷支店　　口座番号　１４８５７７２（普通）

　 口座名義:　一般社団法人 全国体育スポーツ系大学協議会　会長

（４）申込期間：

　 令和３年１０月５日（火）から１０月２９日（金）

**５.認定講習会受講料（検定料を含む）：**　　 金額 20,000円（消費税込）

**６. 認定講習の実施日・実施場所・実施方法**

(１) 実施日：２０２１年１１月２７日（土）１０：２０～１６：２０

　※　受講希望者数が多い場合、１１月２８日（日）に分けて実施することがあること予めご了承くだ

さい。

（２）実施場所：個人の通信環境とするが、予め所属大学において確認すること。

（３）実施方法：ライブ配信形式（Zoomミーティング）で実施し、講義＋双方向性講義（ブレイクアウ

トを用いて双方向性講義実施する。）

**７. 修了認定試験実施日・実施場所・実施方法**

　(１) 修了認定試験実施日：２０２１年１１月２７日（土）～１２月５日（日）の期間内において各所

属大学で設定した日時で実施する。

（２）実施場所：所属大学で実施する。

※　修了認定試験実施日時、場所等については、所属大学事務窓口にて確認をして下さい。

（３）実施方法：論述試験（運動実践・指導に関する課題と救急・予防対応に関する課題）による審査を

行う。この審査に合格した者を「JPSUスポーツトレーナー養成講習会」修了予定者として

内定する。

**８.資格の登録及び認定**

（１）認定試験に合格し、JPSUスポーツトレーナー養成カリキュラム適応科目修得証明書**(卒業を明記)**

を提出した者に、JPSUスポーツトレーナーの「認定証」を交付する。

**９.その他**

（１）資格の有効期限は５年とし、更新手続きについてはホームページに掲載する。

（２）欠席・遅刻・早退等で受講できない科目があった場合は、認定試験の受験資格が無効となるの

で注意すること。

（３）受講決定者の受講料について、一度入金された受講料は、返金しないので注意すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上